

第百十四回国会 大蔵委員会 議 録 第十三号

平成元年六月二十一日(水曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 中西 啓介君

理事 衛藤征士郎君

理事 中村正三郎君

理事 村井 仁君

理事 森田 景一君

理事 愛知 和男君

理事 新井 将敬君

理事 遠藤 武彦君

理事 太田 誠一君

理事 金子 一義君

理事 杉山 憲夫君

理事 鳩山由紀夫君

理事 村上誠一郎君

理事 山本 幸雄君

理事 野口 幸一君

理事 堀 昌雄君

理事 村山 喜一君

理事 橋本 文彦君

理事 矢追 秀彦君

理事 正森 成二君

出席國務大臣

大蔵 大臣 村山 達雄君

出席政府委員

大蔵政務次官 高村 正彦君

大蔵省主計局次 藤井 威君

大蔵省主税局長 尾崎 護君

大蔵省証券局長 角谷 正彦君

大蔵省銀行局長 平澤 貞昭君

大蔵省銀行局保 赤倉 啓之君

險部長

大蔵省國際金融 内海 孚君

局長

委員外の出席者

労働省労政局勤 澤田陽太郎君

労務福祉部企画 長

自治省税務局府 谷口 恒夫君

県税課長

参 考 人

(全国信用金庫 山口 勇君)

連合会会長)

大蔵委員会調査 室長

矢島錦一郎君

委員の異動

六月二十一日

辞任

愛野興一郎君

平石磨作太郎君

同日

辞任

古賀 正浩君

森本 晃司君

補欠選任

愛野興一郎君

平石磨作太郎君

六月十九日

信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出

第七一号(参議院送付)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

閉会中審査に関する件

信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出

第七一号(参議院送付)

○中西委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、信用金庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。村山大蔵大臣。

信用金庫法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○村山國務大臣 ただいま議題となりました信用金庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

中小・零細企業の長期・固定金利資金の借り入れ要望は従来から極めて強く、中小企業金融専門機関である信用金庫及びその上部組織たる信用金庫連合会としても、こうした要望に適切に、適切にこたえていくことが喫緊の課題となっております。

このような課題に的確に対応できるよう、全国を地区とする信用金庫連合会について、長期資金の調達手段として債券の発行を認め、同連合会を通じ、中小・零細企業に対する長期・固定金利資金の円滑かつ安定的な供給を確保することとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

本法律案におきましては、全国を地区とする信用金庫連合会について、大蔵大臣の認可を受けて債券の発行を行うことができることとし、あわせて債券発行限度額を出資の総額と準備金の額の合計額の十倍とするともに、発行することのできる債券の種類や債券の発行方法を定める等、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、信用金庫法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

ますようお願い申し上げます。

○中西委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○中西委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案の審査のため、本日、参考人として全国信用金庫連合会会長山口勇君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中西委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○中西委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村正男君。

○中村(正男)委員 おはようございます。

本題に入ります前に、一点だけ大蔵大臣にお伺いをしておきたいと思っております。

本大蔵委員会も、この国会ではきょうが最後でございます。あす、百十四国会、延長を含めましてこの国会も幕を閉じることになるわけですが、その後、明くる二十三日には東京都議会選挙が告示をされます。七月五日からは通常の参議院選挙がこれまた告示をされます。七月二十三日が投票日、こういういよいよ重大な政治日程が始まるわけでございます。

都議選もそうでございますが、とりわけ参議院選挙は、我々大方の野党の最大の選挙の争点としては消費税問題を取り上げております。しかも、二カ月半、三カ月になろうとしております実施後の状況を見まして、一部の手直しとかどうとかじやなしに、この際これを廃止をすべきだというの

が我々野党のこの参議院選挙へ臨む態度でございます。また、国民の皆様方のこの件に対する意思も、昨日の毎日新聞の世論調査の結果をみてみますと、いわゆる参議院選挙の争点の基準にするというパーセンテージは五七％でございます。争点にしないというその基準は二四％にしかすぎません。争点の基準にするというその数字は、しないという数字を大幅に上回っておるわけでございまして、まさに参議院選挙は消費税が争点になり、消費税に対する国民の信任投票というふうになり、私どもは受けとめておるわけでございます。したがって、その選挙の結果、廃止を主張する野党が大幅に前進をする、そして非改選組を含めまして参議院の勢力が伯仲もしくは逆転するというのが今それぞれのマスコミの予測でもあり、大方の人たちの見方でございいます。

そういう結果になった場合、この消費税については一体どういう扱いをされるのか、その点について大蔵大臣の考えをお伺いしておきたい。いよいよ二十三日から都議選、参議院選挙が始まるわけでございまして、私どももしかと政府の責任者の答えを聞いた上で選挙に臨んでいきたい、かように思いますので、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○村山国務大臣 消費税を含む先般の根本的な税制改革は、将来の国際化、特に高齢化の社会をにらみまして、これまでの所得課税に偏り過ぎる、そしてまた、個別消費税という世界の先進国では既になく時代おくれの間接税体系を直し、それによつて租税体系全体としての不公平感を払拭しまして、所得、消費、資産、バランスのとれた租税体系を確立して、そして高齢化社会において、税制の面から活力を失わないように、そしてまた逆に、この安定した消費税収入、それから軽減された所得税制、こういうものによりまして長寿福祉社会における歳入の基本構造にしたい、こういう雄大な構想を持って実施されたものでござい

す。この改正案は、既に昨年の十二月、国会におい

て国会の合意を見て成立したものであることは御案内のとおりでございます。したがって、既に国会の議決によりまして成立したものでござい

ますから、廃止するというようなことは全然考えておりません。ただ、この消費税は、いろいろな売上税その他の経緯を踏まえまして、簡素を遊ぶ非常に厳密な意味の公平を遊ぶかという点で、やはり簡素を中心にしたところはございまして、ただ、この問題につきましましては、消費者と事業者の間に意見の対立があることは御案内のとおりでございます。そして、それがどのような形で実現されるかということ、これは、実施状況を見ないとわからぬところでございまして、そして税制改革法十七条の第三項に、これもまた与野党合意の上でございしますが、こういう点を見直しなさいという慎重な規定が入っております。したがって、法律の定めるところによつてこの見直しは少なくともやらなければいかぬ、こう思つておられます、それらの点を検証するに値するようなり方での見直しをやつてみたいということでございます。政府の税制調査会の方に六月二十八日から勉強をお願いする、既にこういう運びになっておる、こういうことをつけ加えて申し上げておきます。

○中村(正男)委員 今、大臣がいみじくも、国会で決まったことであるからこれを廃止することは考えてない、こういうことを言われたわけですが、それを初めて争点にする国政選挙が今度の参議院選挙であるわけでございまして、その参議院選挙で廃止を最大の争点にしておる野党が大幅に進出したとき一体どうするのか、そうお伺いしておるわけでございまして、今の答えは全く答弁になっておりません。しかし、負けることを想定したそんな答えは到底出ないというのには百も承知でございますから、この辺で終わりたいと思ひます。

大臣、参議院の方へどうぞ。それでは本題の方に入らしていただきます。まず、今回の信用金庫法の改正につきま

しては、私も十二分に検討したわけでございまして、これからの金融の自由化、国際化が進展していく中で中小企業等のいわゆる安定的な長期低利の資金を確保するということは極めて重要なこととございまして、それに対応していく信用金庫の役割もまたそれなりに重要だと思ひます。したがって、今回資本金の十倍、二兆三千億に上る金融債の発行については、これを了としていきたいと思つております。

しかし、そのことに関係いたしました、この際、この協同組織形態の金融機関のあり方について大蔵省にお伺いしておきたいと思ひます。今も申し上げたように、これから金融諸制度が改革に向けて論議が大変進んでいくわけでございせんが、そういう論議の中で、いわゆる協同組織形態の金融機関、四業態があるわけでございす。言うまでもなく、一つは信用金庫であり、一つは信用組合、それから労働金庫、そして農林、あるいは農協といふ、そういう四つの業態があるわけですが、これから金融諸制度が大きく環境の変化で変わっていく中で、この四業態が一体どういう位置づけにあるのか、私はその存立意義というものは十分成り立つというふうに考えておるわけですが、その辺をまずお伺いしたいと思ひます。

○平澤政府委員 今委員がおっしゃいましたように、いわゆる協同組織金融機関の存立の意義は今後とも十分にあるというふうに考えておるところでございます。先般、金融制度調査会の中に金融制度第一委員会というのをつくりまして、そこでこの協同組織金融機関の問題につきまして突っ込んだ御議論をいただいたわけでございすけれども、その結果お出しいただきました中間報告にも、まさにその点が触れられているわけでございす。

その存立の意義を少し申し上げますと、やはり協同組織の金融機関でございますから、互いに知り合つた中で業務を行うということになります。

そうしますと、どうしても地域、人縁というのが存立の基盤になるわけでございまして、したがつて、そういう中でサービスをを行うということは、やはり利用者のニーズを的確にとらえてそれに適時適切に金融サービスを提供していくということが可能な仕組みであるわけでございす。

それからまた、そういう中で、特に資金の貸し手である金融機関とその借り手であるいわゆる資金の調達者、そういう人たちの関係も非常に密接でございますから、いわゆる信用不安、信用リスク、取りっぱぐれとよく言いますが、そういうこともほとんど起こらないわけでございまして、そういう意味で金融機関としての経営基盤もきちつとしていくということにならうかと思ひわけでございす。

したがって、このような協同組織の金融機関は、最初に申し上げましたように、今後とも十分に金融の自由化、国際化の中で役割を果たしていくというふうに考えておるということでございす。

○中村(正男)委員 その存立の意義は十分にありますが、この金融情勢でございますが、大変動動していくこの金融情勢でございます。各機関の意見なり意向というものを、第一委員会の論議が進んでいく過程において大蔵省としても十分聞き、対応してもらいたいということを申し上げておきたいと思ひます。

そこで、これはそういったそれぞれの機関の問題でもございすし、同時にまた、我々はその存立の意義が十分ある、こういうことを認識しておりますが、その存立を危ぶませると思ひますか、そういう状況がやはり最近かなり顕著にあらわれてきております。

それは、それぞれの大手銀行、都市銀行、地方銀行、そしてこういった協同組織機関、まあ一応の役割分担あるいはテリトリーというのがございすますが、そこには相互に参入してもそれはいい、参入を防げないということになっておるわけですから、大きな方が小さな方に対する参入とい

いますか、それが非常に際立ってきているのじゃないか。とりわけ個人ローンに対して最近大手の銀行は、本来の企業なり産業に対応するというのが、この金余り現象でございまして、それぞれ企業自身が財テクあるいは企業金融をやっておりまして、そういう意味合いではかつてのような大手銀行の役割がだんだん変わってきておりまして、それを個人ローン、個人金融の方にシフトしてきている。それによってこういった四業態の協同組織の金融機関が、とりわけ個人を対象に業務をやっておるところが非常に侵食される。一方の公的資金の面も個人金融に対しては大変枠が拡大をされてきておりまして、公庫を初め三つの公的資金を仮に個人住宅の資金として借りる場合、最高四千万円くらいまでは借りられる状況にある。大手からは攻められる、公的な金融機関からの攻勢もあるということで、こういった協同組織機関が大変苦境に立っているのじゃないか。

そういったことについての認識と、特に大手銀行の個人ローンに対するシフトというものについて、何らかの規制といいますか制約というものは考えられないのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○平澤政府委員 今お話がございましたように、最近、ここ数年でございまして、金融が急速に緩和してまいっております。したがって、我が国の金融資産の積み上がり方というのは非常に大きいわけでございまして。そういった状況で、どうしても各金融機関に貸し付け用の余剰資金がたまっていくということになりますので、おのずからその資金をいろいろなところへ貸していくという力が加わってくるわけでございまして。そういう中で、ここ数年でございまして、都市銀行等の大きな金融機関が中小企業金融なり個人の消費者ローン等へ急速に入り込んできていることはまさにおっしゃるとおりでございまして。

ただ、これは、金融機関の立場から離れまして、逆にお金を借りる中小企業なり消費者個人の立場に立ちますと、競争が行われてその中で借り

るわけでございますから、そういう人たちに与っては非常にプラスになる面はあるわけでございまして、しかし、そのような大手の金融機関が力に任せて貸し込んでくるということで、結果的に中小金融機関の経営が非常に苦しくなるといふことはやはり問題があるかと考えるわけでございまして。

ただ、ここ数年の様子を見ますと、そのように大手がいろいろ入ってきておりますけれども、信用金庫等の中小金融機関はまたしっかり営業しておりまして、個人ローンあるいは中小企業向けローンの残高は年数%の割合で伸びております。したがって、大手の金融機関が入ってきた中で、地縁、人縁等を基礎に置いたこういう金融機関がその特色を生かしながら、まさに、存立の基盤と先ほどおっしゃいましたが、そういうものを生かしながら経営をやっているというふうにも考えられるわけでございまして。

これは外国の例でありますけれども、アメリカでもいわゆるリージョナルバンク、地方銀行と言っておりますが、これが非常に経営状態がいろいろありまして、やはり地域に密着してきめ細かいサービスを行うという中で生き抜いてきているという事例であろうと考えております。そういう中で協同組織金融機関も同じように今努力しているということでございます。

○中村(正男)委員 次に、こういった四業態の金融機関、中小企業なり零細企業あるいは個人に対する金融、それが主たる業務の内容だと思ひますが、それらはいずれも地区、地域、こういうものが一つの基盤だと思ひますね。ある意味ではそういう狭い範囲の地域金融という面の役割を担ってきたと思ひます。

ただ、これからの地域金融という視点で考えるならば、いわゆる地域開発金融ということもどんどん拡大をしていくと思ひます。その場合、地方銀行なり都市銀行が、これまたそれなりにみずからの業務、こういう考え方で当然のことながら対応すると思ひますが、冒頭申し上げたよう

に、この四業態はそれぞれがやはり地域に根差したそういう中小金融機関であるわけですね。そういう役割を考えますと、そういう地域開発型の金融には、おまへら小さな金融機関なんだから余り携わるなというわけにはいかないんじゃないか。第三セクター方式でいろいろな開発が行われ、それにもどんどんこういった四業態の金融機関が参画をしていくことによって、経営基盤の安定なりあるいはまた地域開発に寄与するということにもなるわけですね。

そういったことに対してはこの四業態の役割とひとつ考えをお聞きしたいと思ひます。

○平澤政府委員 今、委員がおっしゃいました地域開発金融についてでございますが、いわゆる地方団体あるいは各種の第三セクター等に対しての融資を指しているというふうにはいたしました。現在でも信用金庫その他には、一定の範囲で、総貸し出しの二〇%までというところへの融資が認められておりましてございまして。枠はまだまだ余っております。したがって、この枠を今後どのように考えていくかという問題もあらうかと思ひますが、ただ、そのような方面にかなり積極的貸し出しがますますと、協同組織の金融機関としての性格が徐々に薄れていくという点が大変頭の痛いところでございまして、その辺、どのあたりで協同組織性を維持しながらかつまたそのような地域金融に組合等がやっていくかという点については、今後とも非常に大きな検討課題であると考えております。

したがって、現在、先ほど申し上げました金融制度調査会の中の金融制度第一委員会、ここです具体的な問題を今後検討しようというふうになっておりますので、こういう問題もあわせて検討してまいりたいと考えております。

ちなみに、地方銀行それから第二地銀協加盟銀行等も、地域金融、地域開発金融が非常に重要であるということで、今度金融制度調査会の中にそのための委員会も設けましたので、あわせてそこ

でも並行的にその問題を検討していくということにならうかと考えている次第でございまして。

○中村(正男)委員 地域開発型の金融ということになりますとそれなりに規模も大きくなってくるわけでございまして、それに対応していくと思ひます。中小金融機関そのものの体質の強化を図っていくかなければならない。流れとしては、今中小金融機関の再編あるいは合併等々が大変進んでおるわけですので、そういう地域のニーズまたは金融機関そのものの取り組む対応等々を考えますと、これは広義に解釈をして、従来の個々の企業融資ということに止まらずに、そういった地域開発型の金融も、員外範囲の中、今二〇%の範囲の中でございまして、可能なように大蔵省としてはぜひリードしてもらいたいということを申し上げておきたいと思ひます。

それから、その次の問題は、そういった四業態は、官利を目的にしない、原則としては非官利的な活動をするという意味合いで、現在まで税制上の恩典といえますが、一般の銀行に比べますと税率面でこれが恩恵を受けております。いろいろ業務の範囲が拡大をしていき、その他の金融機関、株式会社組織の金融機関との同質化がある程度進むこともやむを得ないのじゃないかと思ひます。この機関の持つそういった、対象が中小中心であるということも考えますと、現在の税制上の恩典というのは残していくべきだと私は思ひますが、これについてもぜひひとつお聞きをしておきたいと思ひます。

○平澤政府委員 いわゆる協同組織金融機関に対する税制の問題でございまして、税制の問題です。これは税制調査会で御議論なさるべき課題であるとさせていただきます。

ただ、我々金融行政を担当している者としていたしましては、引き続きこのような恩典は存続してもらいたいというふうに願っているところでござい

○中村(正男)委員 次に、四業態のうちのひとつであります労働金庫の問題について、基本的な考え

方をお聞きし、同時にまた私の立場から一、二要望しておきたいと思ひます。

一つは、労働金庫そのものの性格、位置づけでございます。戦後、大衆国民生活が苦しい時代、また資金的にも日本全体として逼迫しておいた時代等々今日とは、言うまでもなく状況が変わつてきております。かつての労働金庫のイメージは、労働組合の闘争資金を賄うためにあるとか、あるいは生活資金が中心であるとか、そういう見方が大勢であつたと思うのです。しかし、今日はそうしたことからいわゆる生活福祉あるいは生活文化の向上という面で、労働者金融という形で、労働者といひますか、勤労者といひますか、広く一般国民を対象にした非営利的な金融機関、私はこういう位置づけに変わつておるのじゃないかというのをぜひひとつ認識してもらいたいというのが一点であります。

そこで、今回全信連に債券の発行が認められました。これは約二十年越しの念願がかなつたといふことで、大衆信金の皆さん方喜んでおられるわけですが、労働金庫も同じように労働金庫をつつてこういった要請を今日まで続けてきたと思ひます。それが今回見送られたといふことについて、その理由、それからそれを認める場合の労働金庫側の体制、どういふ体制に持つていけば、体制が確立されれば信金連と同じような扱いをされるのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○平澤政府委員 労働金庫に債券発行を認めるかどうかという点につきましては、金融制度調査会の第一委員会であわせていろいろな角度から検討したわけでございます。その結論といたしましては、今委員がおっしゃいましたように、将来の方向は別といたしまして、少なくとも現段階ではまだそのための基盤が十分ではないのではないかと、いうことが結論となつたわけでございます。ただ、したがつて労働金庫に債券発行は現段階ではということでございますけれども、おっしゃるように世の中が変わつてきておりますから、その意味ではその他の機能を考へていった方がいいのでは

ないかということから、憲法なり公共債のデベロップ、外為業務等については今後進める方向で進めてはどうかというふうに示されているわけでございます。

そこで、現段階での基盤がといひますのは、一つは、発行者はかなりの程度の大きさ、あるいは資産の健全性を持つておりませんと、仮に債券を発行しましても債券の値崩れ等が起きます。そのうしますと、どうしても発行の利回りが高くなるという問題もあるわけでございます。長期で低利の資金を調達するというのもその目的が達せられないことも起こるわけでございます。特に、最近発行した債券が海外へも流通いたしますので、そういう中でこの問題は十分に検討していく必要があるといふことでございます。

ちなみに全信連と労働金庫の規模を比較いたしますと、全信連は十兆円の現在資金量でございますが、労働金庫は二兆弱、五分の一でございます。それから自己資本の額は、全信連が二千六百億を超えておりますけれども、労働金庫の方がその十分の一しかない。資金量は五分の一、自己資本はその十分の一ですから、やはりそういう点を考えましても、現段階では発行といふのはなお問題があるといふ結論に至つたわけでございます。

○中村(正男)委員 そこで、労働金庫の力をつけなければならぬ、体制をよりきちつと整備をしていかなければならぬといふこと、それから、今おっしゃつたわけですが、債券発行の目的といふ面では一つ労働金庫の現状とそぐわないのではないかと、この二つからいたしまして、いわゆる労働金庫の制度の改善は、これから審議の中で大蔵省としてもぜひひとつ積極的に対応してもらいたいと思ふのです。

確かに今デベロップの問題とかあるいは外国為替の問題とか、他の三業態と同じようにできるだけしていい、こういうことについては我々としてはそれなりの評価をしております。ただ、残念ながら、基本的な性格、位置づけとして、個人に限定するというのは労働金庫の最大のネックに

なつてゐる。したがいまして、一つは今の二〇%の員外貸し出し、この枠を広げてもらいたいわけですが、それですぐに可能でなければ、現状の員外貸し出しの枠の中で、例えば労働金庫が設立をした関係関連会社に対する貸し出しとか、それから労働組合、生活協同組合その他労働者の団体によつて設立された株式会社、最近労働組合もかなり事業に意欲的でございます。いろいろな福祉関係の施設とかいうものを積極的に拡大していい、それが広く勤労者のニーズにこたへることになる、これはこの労働組合の運動方針を見ても明らかで、そういうことは必ず載つていて、こういう時代になつてきているわけですね。

そういふことになりましたと、やはり労働金庫としては、一体のものでありますから、そういうところに對する貸し出しといふことをぜひやらせてもらいたい、こういうことが強いと思ふわけです。それから、このことのお考えをお聞きしたいと思ひます。当然のことながら、先ほど申し上げました地域金融との関係で、第三セクター等に対する対応もこの中でぜひひとつ検討していただきたいといふこと。それからもう一つは、個人の員外貸し出しの枠が現行一人当たり百万円の限度です。これがやはり一つのネックになつておりました。これは信用金庫なんかは五百万円まで枠が拡大されている。せめて同じような枠にまでこれを広げてもらえないか、こういうことが労働金庫の体質強化に大変つなげていくと思ふのです。それらについてお答えいただきたいと思ひます。

○平澤政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、現在金融制度調査会での問題について議論を始めたところでございます。先般出しました第一委員会の中間報告におきましても、一部を讀み上げてみますと、「協同組織形態の金融機関のあり方について」という中間報告でございますが、「業務範囲の具体的な取扱ひについては、今後の具体的事項の審議の中で検討を行うこととする。」といふふうにはつきり書いております。したがつて、そういう中で、各方面の御意見も十分

伺いながら順次答えを出していきたいと思ひます。まさに委員のおっしゃいますように、会員の金融ニーズその他は急速に変化し、かつまたニーズも多様化してきておりますので、それに金融機関が対応できないということになりますと徐々に時代の流れから取り残されるということもあるわけでございますので、そういう中で検討しつつ、適切と判断される場合には弾力的に対応した答えをこういう調査会の中から出していただけたらと思ひます。

ただ、あくまで協同組織の金融機関でございますから、どんな業務を全く自由な方向に持つていつてしまひますと、協同組織性というものはそれに反比例して薄まらつていつてしまつて、結局最後は普通の株式会社の金融機関と同質化してしまふといふこともあり得るわけでございます。その中でどのように協同組織性と今の新しいニーズへの対応といふことを調和させながら答えを出していくか、その辺が難しいところでございますけれども、調査会で十分検討してもらいたいと思ひます。

○中村(正男)委員 そのことはわかるわけですが、先ほど申し上げたのですが、株式会社組織の金融機関がこういった協同組織機関のエリアに対してどんどん入つてきている、ところが逆に、協同組織の方からはそういったところに対しては平直に申し上げて手が出せない、しかも二〇%の枠といふのがございます。だから、どんな枠を広げていくと同質化してしまうという指摘なんですけれども、そういった員外貸し付けの枠が厳然とある以上、私はそれはもう根本的に同質化といふのはあり得ないと思ふのです。むしろその二〇%の枠の中は、ある程度それぞれの機関の自主的な判断、運営に任せてもいいのではないかと、またその方がより活力が出てくるのじゃないかといふふうには思ひますので、これはこれからの第一委員会の議論にならうと思ひますが、ぜひ大蔵省としても理解をいただきたいと思ひます。

それなら、何回も申し上げておりますが、金融環境が大きく変わっていく中で、ぜひこの労働金庫というものに対する体質強化を図っていかねければならぬ、経営の効率化、そういうった面での合併問題という理解をしてもらいたい。今労働金庫の側でも具体的な論議が進んでおりますが、仮に統合ということになりますと、小さな単位の場合

○沢田委員　本日は、大変お忙しい中、全国信用金庫連合会の会長さんにおいてをいただいております。

今日、金融自由化が非常に激しく進展をする中、そしてまた都市銀行その他金融機関が多数ある中で、経営の環境は大変問題の多いときであります。経営状況その他を見ますと、着実に会員の

いと思います。なお、今後は全国信用金庫連合会を全信連というふうに略称をさせていただきますことをお許しいただきたいと思います。

ただいま沢田先生からの御質問にお答えを申し上げます。

信用金庫を初めとする協同組織金融機関のあり方に關しましては、金融制度調査会から金融自由

いまして、わざわざおいでをいたさながら余り細かく進めていくわけにはまいりませんが、では、もう一言だけ、簡潔なお答えであったものですから。

お聞き取りにくかったらどうぞ遠慮なしに、この点わからなかった、そう言っていただけば、別に特別がたがた言うほどあれじゃありませんの

で、社会党だからといってそうではありませんから、安心して、この点からなかつた、そう言ってもらいたいと思うのです。

長年の願望であつた債券の発行に対する見通しはどんなふうな受けとめておられるでしょうか。聞き取れましたか。——では、お答えをいただきたいと思ひます。

○山口参考人 御承知のように、私も信用金庫の使命をいたしまして、お客様からの長期資金需要というものが非常に多いわけでございます。各種金融機関の中でも私も信用金庫におきましては中小企業貸し出しの比率は非常に高いわけでございまして、しかし、そうした中でも、こうした金融緩和の時代であるにもかかわらず、お客様としては長期借入れの機関が充足をされてないというふうな方々もたくさんあるわけでございます。そういう方々に対して、全信連が安定した資金を調達することによって、それにおたえしていきたいというふうに考えているわけでございます。

幸いにしてもし債券発行をお認めいただけるようなことになりましたら、それぞれの準備等もございまして、少なくとも半年やそこらは準備期間に費えるのではなからうかというふうには考えておりますけれども、できるだけ早急にその実現方をお願い申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

○沢田委員 きようはまたお忙しい中をおいでいただきまして、もう少しいろいろ聞きたいのですが、当局の方に聞く分がありますので、また別な機会にひとつお願いをいたします。

わがわがこんなために来てもらったのじゃ申しわけないような気もしますが、時間の関係もありますので、ひとつ御勘弁をいただきたいと思ひます。どうも御苦勞さまでした。——聞かれましたか。どうも御苦勞さまでした。お引き取りいただき結構です。どうもありがとうございます。今後一層御健康に留意して頑張ってください。○中西委員長 山口参考人、御苦勞さまでした。

どうぞお引き取りください。

○沢田委員 今の問題を今度は銀行当局から考えますと、今の経営的な、確かに去年から見ると、ちよつとここにもメモしてありますが、貸し出しあるいは預金については若干数字が違ふ面もありますが、会員数については非常に伸びて七百万を越えて七百万ぐらゐらになっておりますし、それれ前まではしてあると思うのですが、ただ、この程度の微増あるいはこの程度の変動で、果たしてこれだけ激変をしている経済界の中において有効なものになるかどうか。確かにふえてはいる、健全化についても幾らかずつは進んでおる、しかしながら、全体的な動きの中における、新幹線が走っている中に鈍行が走っているような印象も受けかねないというふうなところがあると思いますが、経営の健全化、効率化については当局としてはどのように指導をされるつもりなのか、お伺いをいたします。

○平澤政府委員 信用金庫を初め中小金融機関の経営の健全性確保につきましては、大蔵省といたしましてこれまで非常に精力的に努力してまいつたところでございます。そういう中で、信用金庫の経営におきましては、私はほかの金融機関に比べて十分に健全性を確保しつつ経営をしていただいているというふうなところを、このところでございます。

それはなぜかと申しますと、やはり協同組織金融機関でございますから、組合員、信用金庫の場合には会員でございますが、互いに十分知り合つた中できめ細かいサービスを金融機関が提供し、お客の方も自分たちのニーズをそういう意味では十分に提供してもらつていっているというつながりでございまして、そういうものが根底にある経営、地縁、人縁が基盤にある経営ということで、いろいろな金融の大きな変革の中でも着実に営業を伸ばしているということでございます。今後とも、そういう点での信用金庫等のメリットは十分に生かしながら対応してもらいたいと考えている次第でございます。

○沢田委員 平澤さん、今度おめでとうございます。銀行局長として答えるのは最後になるわけですが、これで答えれば用が足りたというわけではなくて、事務次官になりまして、これは公務員としては最高の地位を占めるわけでありまして、私が意を得たりという感覚であろうと思ひますが、ますます御奮闘をいただきながら、野党の声を十分よく聞いてもらうようにひとつお願いをいたしておきます。健康に留意して御奮闘ください。

そこで、銀行局長としてまたお願いしますが、現在、全国の信用金庫は、これは平成元年ののいでくと、預金が六十四兆、貸出金が四十五兆で、七〇%の預貸率です。五〇%ぐらゐが労働金庫で、これも預貸率がその程度に低迷をしておる。全国の信用金庫の状態を見ると、あとは有価証券で、大きなものは国債だとかそういうものの運用、そういうことで、安全ではある、確実ではある、しかしながら、さつきも週休二日制もなかなかうまくいかないような面もあつたようでありまして、果たして本当に利益というものが出てくるのか。役員も二千八百人ぐらゐいるわけでありまして、そういうことで、言うなら働きがいというものが銀行経営の中として生まれてくるのかどうか、ちよつと疑問な点がないかというところ。

それから、不動産貸し付け等についても、まだ貸し付け分野から見るとそれに依存している面も多いということ、経営基盤としてこのままで、小口M M C、C Dも小口化されるというふうな中で、果たして成長は考えられるのかどうかというふうな思ひます。例えば、定期預金の中でM M Cは三兆円ですね。定期預金が四十四兆円ある中で、自由金利の定期が五兆円、M M Cが三兆円なんです。預金が六十四兆円ある中で定期預金が四十四兆円というところで、その四十四兆円が貸出金の四十五兆円に当たつておる、こういうことです。非常に健全ではあるけれども、果たして銀行としての、金融機関としての利益というものは、これで職員を養つていけるのかという疑問、低賃金にならざるを得なくなるのじゃないかというふうな懸念もあるわけでありまして、その点はいかがでしょうか。

〔委員長退席、大蔵委員長代理着席〕

○平澤政府委員 今委員の御質問の第一の点でございまして、いわゆる預貸率でありますけれども、都市銀行が六九%でございます。そういう中で信用金庫は七〇%ということになります。したがつて、おっしゃるように残りの三割は有価証券その他ということでございます。最近、すべての金融機関につきまして、都銀から信用金庫まで金融が非常に緩んできておりますので、預貸率は下がつてきております。ただ、その分を有価証券運用というところで、そちらの方でも十分収益を稼ぐよう努力しておりますので、その意味では問題はないと考えております。

それから、利益の稼ぎの方は、預金と貸し出しとのさやでございますが、これにつきましては信用金庫が〇・七%でございます。第二地銀が〇・六、地銀は〇・二というところでございまして、そういう中で利ざやもほかの金融機関に比べてかなり高い。小口なものですから、ある程度利ざやを稼ぎませんと細かいサービスができないというところも反映しているわけでありますけれども、しかしその辺もきちつとしながら効率的な経営をしていくというふうな我々は考えているわけでございまして。ただ、これは総体の姿でありますから、個々の信用金庫によつては問題のあるところもあることは事実でございます。

○沢田委員 大臣、きようはまた大蔵の最後ですから、大蔵大臣またかわつてしまふようなことではないだろうけれども、どうなるか今の情勢はわかりません。

これは信用金庫ばかりではありませんが、金融全般を見て、金融競争はこれからますます激しくなっていくわけですね。私は、激しくなっていくかざるを得ない、アメリカなんかほとんど倒れていく銀行もあるくらいでありますから、それをカバーするために逆に金利のさやを大きくしなければ

ばならぬ、あるいは合理化をしなければならぬ、
総体的にそう考えます。しかしまた競争が激しく
なるのは必然ですね。ですから、その中の一つの
リズムといえますか、定理ははっきりしておか
ない、都市銀行と、弱小と言っては悪いですが、
こういうふうなところとの競争能力、さつき申し
上げたようなそれぞれの特性を生かしていく、そ
ういう行政が求められると思うのですが、その
点については、これだけの都市銀行から各種の多
様化された金融機関が散在しているわけですが、
どういった基本的な考え方での国際状況の中で進
めていくのか。

なお、念のためですが、資本率の増加の問題も
これからどういってお考え方で臨まれようとしてい
るのか、あわせて大臣から総括的な金融行政につ
いてのお答えをいただきたい、このように思いま
す。

○村山國務大臣 御案内のように、日本の金融市
場は近時急速に国際化あるいは自由化が進んでい
るわけでありまして、その反映として日本の金融
市場がこれだけ大きくなったということは刮目す
べきことであろうと思っております。しかし同時
に、それだけに競争は激しくなり、そしてまた金
融機関については非常にリスクが出てくるわけ
であります。しかし、非常に激しい競争関係でござ
いますので、総体的に申しますと実体経済に対し
ては金利負担がだんだん少なくなる方向に動いて
いるわけでございます、それは結構なことだと思
っております。

ただ、金融機関相互間の競争が激しいだけに、
一つはリスクカバールをどうするか、自己資本をど
うするかという問題が共通してあります。しかし、
それぞれの金融機関がだんだん自分の得意分野
を決めていくというふうになっていくのであろう
と思えます。しかも、最近では金余りの現象等もあ
りまして、都市銀行が御案内のように中小企業
の方に随分進出しているわけでございます。それだ
けに、従来中小企業あるいは地元金融に最も密
着しておりました信用金庫でございますが、これ

は絶対量はふえてはおりますが、相対的に、中小
企業に対する貸し出しのシェアといえますと、や
はりほかの銀行が来ておりますのでだんだん狭め
られておるところでございます。そういう意味
で、今後それぞれの金融機関が自分の特色を發揮
することが一方において望まれると思えます。

今度全信連に債券機能を与えた方が適當だとい
うことで御審議を煩わしているところでございま
す。これはもう提案理由でも申し上げましたよう
に、長期固定金利を中小企業は必要としておりま
すので、全信連の機能を伸介にいたしましてこの
ニーズにこたえたい、こう思っております。

いずれにいたしましても、金融界はまだ変化の
途上にあるわけでございますので、これから経営
の安全それからリスクのカバールの方法その他い
ろんな経営上の努力が必要であろう、そのこと
によって実体経済の需要にこたえていく、こうい
う激しい時代に入ってくるだろうと思っております。
以上でございます。

○沢田委員 そういう状況の中で、一つこれは注
意をしていただかなければならぬことは、やはり
焦りというものが出るわけですね。いわゆる耐
えということとはやはり非常に苦しいことだ、また
職員に耐えさせるということも大変経営者のつら
いところでもあります。ですから、そういう立場で
見ると、銀行当局は、不祥事が起きてどうこう
いうのではなくて、やはりその前提条件の整備を
するということ、そういうことが起きないような
組織化を図るということが極めて大切なことだ。
特に中小にはそういうことが起きる可能性が非
常に多い。ですから、これは要望で、答えなくて
いですが、その点は十分配慮をしながら、今述べ
たリスクをどう少なくしながら、また効率的な運
営ができるか、これは最大の課題であって、また
難関なんです、その点をお願いします。

それで、非常に細かいことで、これはちよつと
予定しておきませんでしたけれども、銀行局長、

最後としてお願いしますが、ここでやはり多いの
は、証書貸し付けが二十六兆、それから手形貸し
付けが十二兆、こういうことです。銀行で小切手
を切ってもらうと五百円かかるのですね。一冊買
えば四百円で買える。現金でももらった方がずつと
得なんだ。時間がもったいないです。銀行は
しますけれども、これは直してくださいよ。銀行
は、これは各金融機関同じですが、小切手帳一冊
買えば四百円で買えるのです。ところが、小
切手で発行してもらうと手数料で五百円かかる。
こんなばかんな。それに消費税がくつつく、五百十
五円かかってしまう。そういうやり方は少しも
け過ぎだと思ふのです。それは人件費の単価を計
算すればそうなるのかもわかりませんけれども。
この点は銀行局長、知っているかな。最後の仕事
です。これは大したことはない仕事ですからひと
直してください。

○平澤政府委員 金融機関の各種手数料等につ
きましては、我々としては、合理的な手数料を算定
して顧客の人からいただくようにというふうにし
ております。

今のお話は、具体的に私知らないとこともあ
るのでございますが、お話を伺った限りでのこと
でありますけれども、小切手帳をもらいます場合
にはある程度の預金があるわけでございます。
恐らく小切手帳を交付している、したがって交付
に当たっての手数料は少ないんじゃないかとい
うふうに思ふわけでございます。もう一つの銀行の
振り出しの小切手等をもつ場合には、やはりそ
れ相応の手間がかかっておりますので、それを計
算した上で一定の金額をちょうだいしているとい
うことだろうと思ひます。しかし、この辺のこ
ろは私詳しくは存じませんので、今は何った限
りの感で申し上げたわけでございます。

○沢田委員 いや、ちゃんと担保もあり預金もあ
る。それでも支払いなど小切手で、こういうこと
になる。現金でと言うと嫌がるのです。一日で
も金を出すと。なるべく小切手でと言

う。その方が三日くらい預金金利を稼げますから
ね。二銀行またがりますと一週間以上かかっちゃう
のです。今は電信ですぐに一日で動くわけ
ですが、ファックスでも動くのでありますけれど
も、それでもそういうふうな日数を、なるべく土
曜—このごろは土曜が休みですから金曜。だか
ら土、日を稼ぐ、こういうシステムがどうしても
動いてくる。これは実態の話です。

ですから、預金もある、担保もある。支払いで
頼んでも、それだけ出すと五百円取るといのは
少し高過ぎる。異動の日はいつの日かわからぬ
けれども、その前に直して、それから異動して
ください。今度はそういうことを銀行局長に質問
しないで、大臣はもう知っているだろうと思
うのですが、これは事務的な話だから事務的に片
づくだろう、大臣を煩わすまでもない、こ
ういう判断で僕は言っているわけですが、サセ
スチョンもありましたから、両方からお願いしま
す。やってくれそうな気もしますが、ひとつ善処
していただきたいと思ひます。

○平澤政府委員 今委員からお話ございました
ので、部内でもこの問題について一度検討させて
いただくしたいと思います。

○村山國務大臣 今局長がお答えしたとおりで
ございます。

○沢田委員 実は、消費者信用でカードが一億二
千万枚、この統計では出ておるのであります。が、
要するに消費者信用が非常に大きな問題を投げか
けております。言うならカードの事件もこれから
出てくるのじゃないかと思うので、その点に対
する見解を聞いておきたいというところが一つ。
それからもう一つは、この前の公定歩合の引き
上げの効果があらわれてくるのは半年なり一年後
なんです。三ヶ月定期、六ヶ月定期、一年とこ
うなりますから、その効果が出てくるのはどうし
ても一年後の切りかえのときなんです。果たして
今の円安がそういう効果とどういう関係を持つか
という、やはりその時期まで待たなければなら
ぬということが考えられるわけでありまして。大臣

は、その点はそう心配はない、この前は瞬間的な風速であるというふうに言われておりました。瞬間的だから、もう一週間たつたからおさまるかと思つたら、そうでもなさそうであります。これは宇野総理の信用が世界的に少し悪いからかなというふうなことも材料の一つだというふうに思わざるを得ないのであります。

こういう状態は見逃せない、やはり対応を考えなくてはならないと思ひますが、その点は大蔵としてどう受けとめておられるか、御見解を伺いたい。前の方は銀行局長の方から。

○平澤政府委員 今お話がございましたように、クレジットカードの枚数は急激にふえております。現在一億二千万枚でございます。アメリカ等の例を見ますと八億枚出ておりますので、恐らく我が国は今後まだまだ枚数がふえていくということになるかと思ひます。そういったしますと、いわゆる多重債務者が多発して問題が起ることとか、いろいろな点で行政上も対応すべき事柄が新しく出てくると思ひますので、これも現在、金融制度調査会に消費者信用の専門委員会がございまして、そこでも検討をしているところでございします。

しかし、いずれにしても、クレジットカードの発行の急増、それから、その機能がますます高度化、多様化しておりますから、これに対してどう対応していくかという事は非常に重要な問題だと考えている次第でございます。

○村山国務大臣 去る五月三十一日に公定歩合の引き上げをいたしました。〇・七五上げたのでございますが、これは為替だけをにらんだわけではなく、もちろんございせんので、経済全体をにらみまして、やはりこの辺でこの程度の引き上げをやることとが金融当局として適当である、こういう大局的、総合的な判断でやつたところでございします。為替水準がどの辺が望ましいとか、あるいは変動の要因がどうかあるかというふうなことにつきましては、通貨当局としてはコメントは差し控えさせていただきますと思ひます。

ただ、最近における為替取引が多分に思惑的な要素が入っているということ、これはいろいろな点から我々はその見ているわけでございます。これは世界の経済のためにも、日本の経済のためにも、またインバランスを直すという意味からいいますと極めて困る事態でございますので、主要国と協調しながらこの動きだけは断固として抑えなければならぬ。百五十一円までいきました相場がきょうのところは百四十四円八十五銭、こういうふうになっております。引き続きこの為替相場の安定のために思惑的取引に對しましては断固として対処してまいりたい、このように考えているところでございます。

○沢田委員 ただいまの御答弁のように、断固として今後厳重にやっていたきたい。今三十八兆円にもこの信用取引もなるわけですから、銀行の方の円安の問題もそのとおりです。時間がありませんで、大臣の今後の行政手腕を信頼して、質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○大島委員長代理 森田景一君。

○森田(景)委員 きょうは信金法の審議でございますけれども、今国会もいよいよ明日限り、場合によりましてはきょう終わるのではないかと、こういうふうにも言われておるわけでございます。最後の委員会でございますから、大蔵省に關係する問題、この信金法と離れまして二つほどお尋ねしておきたいと思ひます。

〔大島委員長代理 退席、村井委員長代理 着席〕

最初、米価の問題です。なぜ米価が大蔵委員会で出てくるか、こういう疑問もあらうかと思ひますが、実は先日、公明党米価対策本部といたしまして、米価は現状価格を維持するといふ点について大臣が留守でございましたので、高村政務次官に申し入れをいたしました。大臣お聞きでございますまいしょうか。

○村山国務大臣 耳にしております。

○森田(景)委員 耳にしているということは内容

を聞いているかどうか定かではありませんので申し上げさせていただきます、御存じのとおり、平成元年度の生産者米価というのは七月の初旬に決定される、このように報道されておりますが、現在、全国の稲作農家は、過去二年続いた米価の大幅引き下げに加え、減反政策の強化拡大、コメ市場開放への不安等で営農意欲を減退させている。

こういう状況であります。農業は、食料の安全保障をはじめ国土・自然環境の保全、地域社会・経済の安定など、多様な重要な機能を持っています。とりわけ、コメは、わが国農業・食料の基本政策をなす重要作物である。将来に禍根を残さない対応をするためにも、稲作の健全な発展を図れるよう万全を期さねばならない。

そういうことで、「平成元年度の生産者米価について」、一つは、平成元年度の生産者米価については、現行価格を維持し、生産者の所得補償と再生産の確保を図ること。

そのほかに、稲作の生産コストを高める消費税については、その導入自体が公約違反であり、多くの問題・矛盾を抱えている。したがって、断固撤廃すること。

こういうことが一つ。もう一つは、「米穀政策の確立について」ということでございます。いろいろありますが、大蔵省に關係のありますところは第四項目に述べてあります。構造政策を円滑に進めるために必要な施策（規模拡大、コスト低減、地代負担、生産基盤整備、金融・税制、技術対策、担い手対策、価格補償、地域雇用等）が長期的見地から整合性をもって措置されるよう総合的政策体系を確立すること。こういう二点について申し入れをしたわけでございます。

なぜ、私がここで米価の現状維持を大臣に申し上げているか、その意図するところは大臣おわかりでございますか。

○村山国務大臣 今委員が言われたのもろもろの見地から総合的に判断されたのだらうと思ひます。

○森田(景)委員 これは本来農水の方で問題になっているわけでございます。私が聞きますのに、いろいろと予算折衝の過程において、大蔵省の方針としてはこの米価を引き下げる、こういう非常に強い圧力――圧力と言つて表現が悪いかもしれませんが、俗な言葉で言いますと強い圧力を農水省にかけておられる、そういうことで農水省はなかなかこの米価を据え置くということについて決断がされない、大変苦慮しているというふうには聞いているわけでございます。

ですから、大蔵省としては財政上のお金の出入りをいろいろと計算されますと、食糧制度の維持、そういう問題でも値段は下げた方がいい、この判断されるかもしれませんが、先ほど申し上げました日本の農業政策としては今の段階では米価は据え置くべきである、こういうことが大きな流れでございまして、そういうことで大蔵大臣の格段の御支援をお願いしたい、こういう意味で取り上げたわけでございますが、大臣の御決意のほどをひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○村山国務大臣 米価の問題は、昭和三十六年以来もう各方面で論議されて今日に至つてるところでございます。したがって、政府としては、今年産米の米価につきましても所定の算出方法に基づいて適正な価格を決定すべきであらう、こういうふうには思つております。

○森田(景)委員 ですから、その適正な価格というのが、先ほど申し上げませんでしたけれども、新しい算式ですと値下げになるわけですから、大臣がそういう方針でいく限り、この問題の解決はなかなか難しい。過去の例を見ましても、そういう計数的な観点からの米価の決定というのが、最終的には政治決着で米価は決まっているわけですから、それならば最初から、大蔵省としても日本の農業の

将来を考えて今年度は価格を据え置くべきである、そういう方向で応援します、こういう一言を言っていただければいいのです。大臣は数だけ、計算だけで考えておりますから、もう一遍お答えをいただきたいと思ひます。

○村山國務大臣 この問題を中心的に取り扱っているところは農政審でございまして、農政審は長期展望に立ちまして日本の農業の足腰の強い経営を望んでおります。そういう意味から合理的な算定方式を今提案されておるところでございまして、大蔵省、政府といたしましては、その農政審の方向に沿って適正な価格を算定するのがやはり農政の将来の進展のために必要であらう、こう思つておるところでございまして。

○森田(景)委員 そういう状況は私も重々承知しております。しかし、今までの経過では最終的には政治決着してゐるわけですね。そういう点について大蔵大臣の大きなバックアップを私はお願いしておきたいと思ひます。ここは農水委員会ではありませんので、お願いをしまして、この問題は終わります。

次に、もう一つの問題は、身体障害者の自動車税、それから自動車取得税等についてお尋ねしたいわけでございます。この関係は自治省が所管のようですが、自治省はおいでになっていませんね。今、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、これは地方税として減免の措置がとられてゐるわけですね。ただし、ここに障害の区分と障害の級別というものが指定されておまして、きよう私が問題にいたしますのは上肢不自由の障害者の方についてお尋ねしたいわけでございます。この上肢不自由の方は一級、二級の二及び二級の二というものが該当になってゐるわけですね。これが一、二、三、四とあるわけですが、適用してもらいたいというのが障害者の方々の大きな要望でございまして、その点について自治省の方の考え方を伺ひたいと思ひます。

○谷口説明員 御指摘の身体に障害がある者で歩

行が困難である、そういう方々に対する自動車税等の減免というところを通過で行つてゐるわけでございます。

そこで、実際にその免許の適性試験というのがございまして、身体に障害のある方々でもいろいろな障害があるわけでございます。それぞれの方々に応じた適性試験、これは警察庁の運用で行われるわけでございますが、試験があるわけでございます。したがつて、この税を減免する以上は、やはり障害のある方々がどうしても自動車を使わなければ生活が著しく困難である、そういう方々について減免いたしませんと、健常な方々との税の公正を欠くというふうなことになるので、一定の特に重度の方々に限つて減免するというふうな運用をさせていただいておるわけでございます。

御指摘のように、上肢の障害者におきましても一、二、三、四ございまして、一、二は両上肢の機能がない、三、四は片方は機能があつて片方は機能がないというふうなところでございまして、そういう意味におきまして運転の適性試験の状況等を考えますと、二級の一、二、両上肢とも不自由な方というところで現実の線を引かざるを得ないというふうな状況で、現在運用させていただいてゐるという状況でございまして。

○森田(景)委員 実は、上肢不自由の方の該当が一、二、三、四全部に該当しなくなつたその一番の根本は、昭和四十一年の大蔵省令第十五号だつたんだそうですね。これは物品税法施行規則の一部を改正する省令というもので、この免税の趣旨が上肢または体幹の不自由による歩行障害者の自立更生に自動車が大きな役割を果たすためというところで、まず物品税が免税になつたわけですね。物品税が免税になりました、同時に自動車税、軽自動車税が免税になつたわけですね。このときに上肢障害者の自立更生ということが置き去りにされた、こういう経過があるようでございます。当時は自動車も全国で約九百六十三万台ぐらゐだつたそうですね。片一方の手が使えなくて

も、片手で自転車を運転して道路を走ることができた、そういう時代でありました。

昭和五十五年にはやはり大蔵省令第九号で、改正省令により物品税の免税範囲が地方税の自動車取得税の減免範囲にまで拡大されました。それに伴つて地方税も廃止になる、こういうことですね。この当時は自動車も全国で約二千七百六十九万台だつたというのです。この時点では、自転車の片手運転というのはかなり危険な状態だつた。昭和六十一年の自動車の台数は全国で約五千万台、大変な数になつておまして、私なんかよく歩いておられますけれども、歩道のない道路などでは歩いていても危険な状況です。片手しか使えない上肢障害者の方が自転車で片手運転なんというのは、とても困難な状況になつてゐるというのは大臣もお認めになつてゐるのです。

そういう状況です、しかも今の自治省の答弁ですと、免許の問題があるとか何とか言つていますけれども、どこかでそういうのをきかんとしない、一通つた法律というのをはなかなか直そうとしなければいけません。だから、自分で片手運転できなければ、家族の人が運転しても立派に社会的に活躍していらつしやる片手の障害者の方が大勢いらつしやるわけですね。そういう人にも減免の措置をとれない。随分おかしい話じゃないですか。今度は物品税が廃止になりました、大蔵省の範囲じゃなくなつてきましたから、やはり自治省の方でも、さっきのお米じゃありませんけれども、きつと予算のときに大蔵省から締められるんじゃないかと思ひます。どうも表現の悪いことばかり言つて申しわけないです。

平澤銀行局長がきようおいでになつておまして、新聞では事務次官に御就任になられる。きようは銀行局長にとつては大変晴れの、最後の委員会だと思ひます。銀行局長の範囲じゃありませんから、今度事務次官になったら、そういうのをみんな手綱をやる元締めが事務次官じゃないかと思ひます。そういうことをひとつ平澤銀行局長、よく頭に入れておいてください。

それで自治省、これを改正することぐらゐでできるじゃないですか、適用の表を変えればいんですから。さつきみたいなあんな答弁では、障害者も納得しないし、私も納得できないのです。しかも、この間から消費税に絡んでいろいろの論議がありました。高齢化社会だと福祉だとか何とか、実際現場ではそういうことやらないじゃないですか。あなた一人で決断できないかも知れませんが、少なくともそういう案をつくつて省内で検討するとか、そのぐらゐのことではできません。どうですか。もう一遍答えてください。

○谷口説明員 上肢の不自由な方々の障害二級、先ほど申しましたように一、二と三、四の大きな違いは、両上肢が不自由か一上肢が不自由かというところでございます。先ほど申し上げましたように、運転の実際の免許、適性試験を行うのは警察庁の管轄でございまして、その運用によりまして、例えば両上肢の不自由な場合は原則としてノークラッチ車であればならない。ところが、片上肢の不自由な場合はノークラッチ車でなくてもよろしいというように若干の差がついておられます。また現実問題として、両上肢が不自由な場合と片上肢が不自由な場合とは、大変な実力の差があるというふうなこともお聞きするわけでございます。そういうふうな次第でこの線を引かせていただいているという状況でございまして。

○森田(景)委員 ですから、さつきも申し上げたように、この法律なり省令ができたときには日本では車が本当に少ない時代だつた。今は車が多過ぎるぐらゐ多くて、高速道路だつて高速で走れない時代じゃないですか。だから、その時代に対応してこういうものを改正していくのがあなたの方の務めじゃないですか。そう思ひませんか。それで、免許が警察だ、当たり前のお話です。だから、免許が取れる人はちゃんと取ればいいのであつて、その方にこういう自動車税とか軽自動車税あるいは自動車取得税というのは減免しますよ、そういう方々が対象になる、こうつてお

けばいいじゃないですか。福祉元年と何年か前におつちやうな方がおられましたけれども、自治省などは特に市民あるいは住民との密接なかわりのある役所ですから、そういうことを一番先に提案し、立案して、それでいろいろと財政の問題があったら大蔵省と折衝する。

平澤銀行局長、そういう要請があったら、あなたならもう喜んで受け入れるでしょう。どうですか。

○平澤政府委員 現在銀行局長でございましてので、御理解いただきたいと思ひます。

○森田(景)委員 それでは大蔵大臣、どうですか。

○村山國務大臣 これは、所管は言うまでもなく自治省でございまして。立法したときにはそれなりの理由があったのだらうと思ひますが、また委員もそうおつちやうに思ひます。また委員も自治省の方でも今の意見は十分聞いておるだらうと思ひます。したがって、しかるべく事務当局としてはさらにいろいろ考へてみるであらうと思ひます。

○森田(景)委員 大臣はいろいろお立場が異なりますからそういう答弁になると思ひます。けれども、自治省から要請があったら大蔵大臣としては喜んで要請に応じます。こういう答弁だと理解していいですね。時間がありませんから、そのように理解しておきます。

それで、先ほど申し上げましたように消費税の問題もあります。身体障害者の方には消費税はかからないでほしい、こういう要望がたくさん出てくるわけですが、この問題については我が党の矢追委員とか柴田委員が何度も申し上げまして、大臣の答弁がありまして、消費税は撤廃できない、こういうことでございまして、これは先ほどの中村先生のお話のように、今度の参議院選挙、あるいはもし来年から衆議院選挙でこの消費税については頑張っていきたい、このように申し上げておきたいと思ひます。

それで、きょうは全国信用金庫連合会の山口会長さんに参考人としておいでいただいております。ちょっと予定外の話が入ってお待たせいたしました。恐縮でございまして。お尋ねをして、いろいろとお立場上の御意見を聞かせたいと思ひます。

金融自由化の進展に伴ひまして、あるいは金融制度の見直しとか金融機関のあり方等が問題になっていくわけですが、既に相互銀行は普通銀行に転換を行いました。今までは相互銀行と信用金庫は、地域の金融機関として激しい競争関係にあったのではないかと思ひますけれども、この相互銀行の普通銀行に転換したという信用金庫にとりましてどのような影響があるのでしょうか。聞くところによりますと、今度は相互銀行が普通銀行になったから信用金庫の独壇場である、こんな話も聞かれていますけれども、その辺のことについて山口参考人の御意見を聞かせたいと思ひます。

○山口参考人 お答え申し上げます。

皆様も御承知のように、大部分の相互銀行さんが普通銀行に転換された今日、中小零細企業専門金融機関としての信用金庫の重大な役割を担う感じがしているわけですが、これまで以上にそうした国民の方あるいは中小零細企業の方々のニーズにこたへるよう、一生懸命努力をしていきたいというふうに考へておりますので、よろしく御支援のほどをお願い申し上げます。

○森田(景)委員 今のお話は決意のほどでございまして、相互銀行が普通銀行に転換して信用金庫に対してはどういう影響があるのか、全然今までと変わらぬのか、信用金庫が非常にやりやすくなったのか、その辺のことをお尋ねしたかったわけですが、どうも話の趣旨が徹底されてないのですね。わかりませんか。——わからないなら結構でございまして。

信用金庫業界は今厳しい試験の立場に立たされているようにございまして。特に金融の自由化や国際化といった現象は、現在の信用金庫制度そのものにとつてなじまない側面があるようにございまして。しかし、こうした大きな流れというのは一種の革命的な変化である、このようにも言われているわけですが、中小信用金庫の自助努力だけで乗り切っていくのか、これも非常に疑問である、これも言われているわけですが、全信連として金利自由化ということとをどうに受けとめて、その対応についてはどのように考へていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○山口参考人 お答え申し上げます。金利自由化の進展に伴ひまして資金コストが上昇しているところでありまして、また一方、貸し出し面では各種金融機関との競争が非常に激化している、そういうふうなことから利ざやの縮小というふうなことで、私も信用金庫経営に對する影響は非常に大きいわけですが、そのために各信用金庫では、経費の節減とか余剰資金の運用の効率化あるいは手数料収入等、そういう全般にわたつて見直しを行ひまして、できるだけ収益確保に努めたいというふうに考へて努力をしております。それから、全信連におきましては共同して機械化を推進するということもいたしまして、そうした対応を現行も図っているわけですが、今後につきましてもこうした努力を続けていくとともに、協同組織金融機関の特性を生かしまして、地域中小企業、零細企業との金融機関として恥ずかしくないような務めを果たしていきたいというふうに考へております。どうぞよろしく御願い申し上げます。

○森田(景)委員 委員長、大変面白いものですから、次官の隣あたりに座つてもらつてもいいですか。どういふふうな感じに思ひますか。

○村井委員 代理 構わないです。どうぞ。

○森田(景)委員 今回信用金庫法を改正しまして、全国信用金庫連合会、すなわち全信連として債券の発行ができるようになるわけですが、この全信連による債券の発行というのは信用金庫業界の長年の願望であつた、このように承つております。債券の発行限度は全信連の自己資本と準備金の合計額の十倍、約二兆三千億円だ、このようにもなっているわけですが、消化方法は全信連本店での直接販売、それから証券会社委託として、発行に当たっては既存の金融債発行市場を攪乱しないように全信連と関係者が協議する、こういう枠があるわけですが、全信連としてこれらの条件で対応できるのかどうか、また債券発行によつてどのような効果を期待しておられるのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○山口参考人 御承知のように、債券発行をお願いいたしました主たる理由は、先ほどお話ししたように、最近のような金融緩和時代にもかかわらず、借入機関の希望が必ずしも入れられないというふうな状況にあることは皆様も御承知かと思ひます。全信連もこうした各金庫での貸し出しを補完する意味で、代理貸付制度というものを利用して今日までやってきたわけですが、御承知のように、全信連の資金は各金庫からの支払い準備金を集中しているというふうなことで、いつでもその支払いに足りなければいけないというふうなことから、流動性の高い資産に運用せざるを得ない。したがって、逆に申し上げれば、長期貸し出しも今日ではこれ以上は限界があるというふうな考え方を持っております。したがって、そうしたものを補足する意味で、外部からの資金を調達することによつて中小企業並びに零細企業の方々の長期資金需要にこたへていきたいというふうなことで、信用債券発行をお願い申し上げます。

それから、全信連によるこうした債券発行は、中小零細企業のそうした要望にこたへ、金融円滑を行つていくことが第一義でございまして、あわせて全信連の基盤強化を図ることを目的としてお

願いを申し上げているような次第でございます。
○森田(景)委員 全信連としましては、大蔵省とあるいは金融制度調査会、こういうところからいろいろと要望されている問題があるようでございます。その一つとして、各信用金庫は、協同組織形態の金融機関としての特質を発揮することにより、高度化、多様化している中小企業、地域住民のニーズを的確に酌み取り、そのニーズに即したきめ細かなサービスを提供することが肝要である、こういう要望がされておると思っています。全信連としてはどのような対応を考えていらっしゃるのか。

○山口参考人 お答え申し上げます。

金融の自由化、国際化が進みまして、金融機関の経営環境はもとに厳しさを増しているような次第でございますけれども、信用金庫が使命といえます中小企業金融の円滑化あるいは国民大衆へのサービスを強化していくためには、地域に一面密着してまいることが肝要だというふうに考えております。なお、こうして信用金庫が地域に密着をし、全信連がその手助けをするといった関係で有機的に機能をしていくことが、信用金庫業界全体の経営の安定化、効率化につながるものでありまして、信用金庫の使命達成に資することというふうに信じている次第でございます。

○森田(景)委員 今、地域密着という、こういった御表現だったと思います。この地域密着というのは、言葉では簡単でございますが、現場の方々は大変な御苦労をいらしていらっしゃるようでございます。ですから、いろいろな地域の信用金庫でいろいろな方法を考えていらしていらっしゃる。例えば年金受給者をねらいなきいか、あるいは若い人をねらいなきいか、あるいはもう窓口にいらない方の方の七五〇ぐらひは女性だそうですね、この女性をねらいなきいか、あるいは子供さんねらいなきいか、こういうことでいろいろ御苦労なさっているという状況は御存じだと思っております。会長さんは十分そういう中で、杉の子会とか、あるいはこの間

の大会で優良なことも信用金庫の表彰なども行われたようでございますが、こういういろいろな対策、全国、全部の信用金庫が同じであったのでは効果がなだらうと思いませんか。そういうことで御苦労をいらしていらっしゃると思いませんか。今後ともこの地域密着という問題については、これは信用金庫の大きな柱であると承っておりますので、十分ひとつ御指導されるように私も御要望しておきたいと思っております。

次に、もう一つ大蔵省の方から要望されている問題だと思いますが、各信用金庫においては、経営基盤の強化及び競争力の確保を図るため、自主的な努力により経営の合理化と効率化を推進するとともに、金融の自由化の進展等に伴う各種リスクの増大に対応できるよう、リスク管理体制の整備に努めることが必要である、このように指摘されていると思うのです。先ほども会長さんの方からリスク管理のことについてお話がありましたけれども、五月十二日に大蔵大臣の諮問機関であります金融制度調査会と外国為替等審議会が「金融リスクとその対応について」という報告書を出しておられますが、その中で各金融機関の自助努力ということが言われているのです。そして自助努力としては、金融機関を取り巻くリスク状況を予測、分析するALM、資産負債総合管理と言ったものでございまして、これを徹底するよう求められているようでございます。ALMというのは都銀では全部の銀行にあるようであり、地方銀行では九割が導入しているようですね。ただ信用金庫では約二割にしかな達していない、こういう状況だそうでございます。中小機関の導入促進というのには欠くことができないと指摘されているわけでございますが、しかし、先ほどもお話し申し上げましたように、中小金融機関という立場の信用金庫としては、この機械化というのは大変な重荷になっているようでございます。その辺もあわせてお答えをいただきたいと思っております。

○山口参考人 ただいま先生から御指摘がございましたように、最近におけるリスク管理ということ

とが非常に大きな課題となっていることは私ども重々承知をいたしております。信用金庫が個々に努力することはもちろんでございますけれども、連合会としても業界全体としてのリスク管理の役割を果たしていくということも、全信連としての一つの使命ではないかというふうに考えているわけでございます。

例えて申し上げますならば、国際投資リスクというふうなことににつきましては、現在全信連ではニューヨークに支店を設置し、ロンドン、シンガポールに駐在員事務所を置いているわけでございます。そして、そういうふうな形で国際化への対応と同時に、海外進出のリスクが個々の金庫にかぶさらないように、全信連がむしろその役割を果たしていくというふうなことを今日行っているわけでございます。

また、機械化投資に対応する意味におきまして、共同事務センターの支援を全信連では行っているわけでございます。こうして各信用金庫の機械化の投資リスク等も、これで回避させるというふうにして考えてやっていると聞いています。さらには、信用金庫の支払い準備資産を集中いたしまして効率運用を全信連が行っていくということも、個々の金庫にとりましては経験あるいはノウハウとか、そういうものが非常に不十分でございます。したがって、思わぬリスクをかくるというふうなこともできかねない。そういう点を全信連がかわって集中して効率運用を図っていく、そしてできるだけ高い金利と申しまして、それから各金庫に援助をしていくというふうな考え方をしているわけでございます。

それから、今日お願いをしております債券発行につきましても、これもまさに流動性リスクを回避する一つの手段ではなからうかというふうに考えている次第でございます。

○森田(景)委員 きょうはお忙しいところありがとうございます。豊かで活力のある地域経済社会を実現していく上で信用金庫の役割は非常に重要である、私どもこのように認識しております。

す。今後とも地域経済発展のために努力をされま

○平澤政府委員 郵便貯金につきましては、臨調

○森田(景)委員 郵便局が民業の補完的立場、役

貯金が始まります、画期的新製品でございます。

こんな広告でございまして、これは信用金庫さんの方でも対応なさっていかれるわけですが、こういう広告が各家庭に入ってきている。そういうことになると、信用金庫さんとしてもなお先ほど申し上げましたいろいろな地域密着型の対策を講じながら、特にお葬式は欠かせないでいくようにというくらい、これはどこかで聞いたような話でございまして、我々政治家はそういうことはこれから禁止しようというわけですが、信用金庫さんとはとにかくくたびていても何でもお葬式は欠かすな、このくらいやっているとありますが、それでもこういう広告が入ってくれば脅威に感じてくると思うのです。私の家の近所には信用金庫さんがありまして、郵便局しかありませんので、郵便局を利用する機会も多いわけです。

余計な話をすると時間がなくなっちゃいますから、さっきの銀行局長の答弁、大臣として最後の締めくくりに答弁をお願いして、終わりたいと思います。

○村山国務大臣 郵便局につきましては、もう行革審あるいは臨調でも言っておりますように、民間の金融機関の補完機関であるということでございます。私もそのとおりだろうと思っております。したがって、新しい業務拡大の要求等、これはあり得ることでございますが、その場合には補完機関であるという建前が個々の場合をその見地から処してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○森田(景)委員 終わります。

○中西委員 伊藤英成君。

○伊藤(英)委員 まず、信用金庫法の改正について大蔵省にお伺いをいたします。

今回の信用金庫法の改正は、主に金融の自由化に対処するために、信用金庫の資金調達力を強化する目的で、全国信用金庫連合会の資金調達機能を充実させる措置というふうに理解をしておりますけれども、金融の自由化に対処するというふうには考えれば、他の協同組合組織の金融機関を除き

信用金庫の連合組織に限って債券の発行を認める、こういう理由はどういうところから来ているのでしょうか。

○平澤政府委員 今委員もおっしゃいましたように、いわゆる協同組織機関の機能を拡充しつつ金融の国際化、自由化にどう対処していくかという際、まずその上部機関である連合会等の機能を拡充することが必要ではないかということで、手始めに中間報告をまとめていただいたわけでございます。

その際に、それぞれ連合会等がございまして、それぞれについて機能の拡充の問題について議論いたしました。特に債券発行によって長期の安定資金を調達するという点について考えたわけでございますが、ただ、いろいろ検討しております過程で、全国信用金庫連合会その他の連合会等と比べてみると、規模や信用力等においてまだまだ非常に格差がございまして、したがって、仮に全信連以外にも債券発行を現段階で認めるということになりますと、十分に低利で資金が調達できないのではないかと、十分におそれ等もあるわけでございます。そういう意味からまず全信連からやってみようということで、報告書にはそういう方向で答えが示されたということでございます。

○伊藤(英)委員 そういたしますと、金融の自由化に伴い、一般の金融機関からも債券発行についての要望もあるというふうなことも聞いたことがありますけれども、今後一般の金融機関からの債券発行の要請があったり、あるいは例えば労働金庫とか信用組合が今後そういう債券の発行を要請したりというふうな場合には、どのように考えられますか。

○平澤政府委員 先ほどもお話し申し上げましたように、現在金融制度の問題は二つに分けて議論しております。第一委員会の方が中小企業金融関係でございます。それから、第二委員会はその他の方の金融制度の問題をやっております。

そこで、第一委員会が議論しております中小企業金融、その面での検討の結果、全信連に債券発

行を認めようということになったわけでございます。したがって、あくまでも中小企業金融機関という中で、中小企業者のためあるいは個人金融のためにそういう資金調達が必要であるという観点であるわけでございます。したがって、一般の金融機関、都銀、地銀その他もろもろの金融機関がございまして、そういう金融機関の債券発行問題につきましては、現在金融制度第二委員会でも金融制度全般にわたる検討を進めておりますので、そういう中で取り上げていくことになるのかと考えている次第でございます。

○伊藤(英)委員 次に、信用金庫そのもののあり方について考え方を伺いたいわけでありまして、先ほどちょっと議論になっておりましたけれども、地域経済への役割という意味では同じような性格を持っておりました相互銀行が、その大部分が普通銀行に転換をいたしました。そうすると、信用金庫は現在のままの形態を今後ずっと続けることが望ましいのかどうか、その点についての貴省の見解を伺います。

○平澤政府委員 今お話しした点につきましては、五月十五日に取りまとめられました金融制度第一委員会の中間報告におきまして、信用金庫を含めましたいわゆる協同組織金融機関は「それぞれ固有の存在意義を有しており、引き続きこれらの業態を存続させることが必要である」という報告をいただいております。この結論に至った理由を詳しくは申し上げませんが、そういう報告をいただいたところで、大蔵省といたしましては、もこのような協同組織金融機関、これは今後とも存続させていく意義が十分あるというふうに考えている次第でございます。

○伊藤(英)委員 そういふふうに考えたときに、これから経済構造の変化やあるいは金融の自由化が進む中で、信用金庫の存立基盤というのはますます厳しいものになっていくのじゃないかと思うのです。そういう意味で、信用金庫の経営基盤を安定化させるために具体的に何を講ずるとい

う意向はあるのかどうか。

そして同時に、この協同組織の金融機関については税法上もいろいろ優遇措置があるわけでありまして、ある程度政策の配慮が必要であるとしても、金融サービスの内容自体が一般の金融機関と大きく異なることや、あるいは経済構造の変化に伴って信用金庫の業務が一般金融化しているということもあるのです。そうすると、金融自由化の中で信用金庫が健全に発展していくために、いろいろな優遇措置を逆に見直す必要も出てくるかもしれないですね。この辺のことについてはどのように考えられますか。

○平澤政府委員 現在、信用金庫は、先ほど申し上げましたように、いわゆる協同組織の金融機関として営業を行っていただいております。協同組織というのは、互いに十分に知り合った一つのサークルが金融機関をつくりまして、そこで金融業務をやっていくことでございまして、その意味では非常に地縁、人縁に基盤を置く金融機関であります。したがって、金融機関を利用する利用者のニーズを的確に判断しながら、金融サービスを信用金庫の方が行うということが可能でございます。したがって、金融の自由化、国際化が進んでまいりました中でも、今申し上げたような的確にニーズに適合していくという特性は、今後十分に発揮していくことが可能であると考えております。

その意味では、今後の金融の変化にも十分に適切に対応していく仕組みであると考えております。したがって、そのような協同組織である、しかも中小企業者なり個人なりかつまた零細な企業者なりにサービスを行う金融機関であるということから、もろもろの特典を付与されているわけでございます。先ほど委員がおっしゃいましたような税制上の特典も、そういう観点から与えられているわけでございます。したがって、そういう信用金庫の原点である協同組織性を維持しながらやっていく限り、それらの特典も引き続き与えられべきものと考えている次第でございます。

二

今、中小金融機関というのはますます厳しい状況に追い込まれていると思います。大銀行は、例えば大企業向けの貸し出しから小口金融の分野に逆に積極的になっているわけでありまして、また、小口M M Cの導入だとか大口定期預金の下限の低下などが行われますと、中小金融機関というのはますます重大な局面になっていくのではないかと思います。きのうの新聞にも三菱総研のレポートで、こうした動きに対して中小金融機関が非常に厳しい状況になっていく状況についてのレポートが出されておりますけれども、この状況に対して、中小零細金融に対する配慮等、そういう意味で具体的な対応策を考えておられますか。

○平澤政府委員 先ほども申し上げましたように、中小金融機関育成という観点から、これまでも税制上その他各般の措置をとってきております。例えば、税制上のほか独禁法の適用除外であるとか、預金の規制金利についての上乗せとか、それから店舗行政その他でもいろいろのウェイバーを与えながらやってきているわけでございます。

ただおっしゃいますように、今後金融の自由化が急速に進展してまいりますと、そういう中で、これらの中小金融機関も非常に競争にさらされることに伴う苦しい局面もあらうかと存じます。しかし他面、大銀行が主として大企業取引を行っているわけですが、そちらの方が現在さやが非常に薄くなつてきておりまして、むしろ大きな金融機関が中小金融の方に入りたい、あるいは消費者信用の方に入りたいと思つていますのは、そちらの方が適宜適切な細かいサービスをしていけば、おのずから一定のさやが確保できるという点もあるわけでございます。したがつて、信用金庫等の中小金融機関にとっては、従来からそのようなどころで事業を行つておりますから、その意味での基盤はやはり非常に強いというふうに我々

○伊藤（英）委員 次に、金融の自由化ということと利用者の利益ということについてちょっとお伺いしたいのですけれども、今までの金融の自由化というのは、基本的にはアメリカの圧力によって進んできたと思うのですね、結果的には。それはそれなりに進展をしてきたというふうに評価すべきだとは思いますが、この金融の自由化が利用者、特に個人預金者あるいはローンを利用している人たちから見たときに、本当にプラスだったのかなというのを思うのですね。それは、金融の

自由化あるいは金利の自由化に伴って、大企業や資産家向けの大口預金等には非常によかった。しかし、そういうのは、実際には小口の定期預金なんかは低利に据え置かれているということですからね。さらには、この自由化に伴うコストアップ対策等々で、いろいろなサービス類を有料化してきたりしているわけですね。そういう意味で、この金融の自由化への対応ということが結果的には個人利用者の犠牲の上に成り立っているということでは言えないだろうか、このように思うのですね。

大蔵省の意見をお伺いします。

○平澤政府委員 先般金融制度調査会の第二委員会の報告というのが出たわけでございますが、そこに金融の自由化を進めていくに当たっての三つの視点というのが書いてございまして、その第一の視点が、金融制度そのものは利用者あつての制度である、したがつて、自由化等を進めるに当たっては、利用者の立場を十分考えて、利用者にとけるだけ利益を還元するように考えていくべきであるという視点が一つございます。したがつて、

そこで、利用者にできるだけ還元するというとはどういうことかといいますと、金融サービスはまさに仲介業務でございますから、その仲介しているところで、手数料等も含めましてもろもろの過剰な参入がないようにするということでございます。それはどういうことかという、できるだけそういう分野にいろいろな競争者が参入して、適正な競争をやりながらそういう過剰な参入を減らしていくということでございます。したがって、現在やっております自由化というのは、ま

さに適正な競争原理を金融の場にどう持ち込んできて、できるだけその過剰参入を少なくして、金融の仕組みを利用する利用者に還元していくかということを念頭に置きつつ進めているということです。

○伊藤英二委員　時間が余らないので次に移りまして、銀行と証券の垣根の問題についてお伺いをいたします。

先般金融制度調査会が「新しい金融制度について」ということで中間報告を出されましたけれども、まず最初に今後のスケジュールについて、調査会の最終報告あるいはその時期、法案の提出あるいは新制度の開始をいつごろというふうに見通しておられるのか、お伺いします。

○平澤政府委員　現在金融制度調査会等で検討しております金融制度の見直しの問題は、戦後昭和二十六、七年ごろにできたものを基本から洗い直して、新しい時代の要請に合ったものにしようというところで検討しているわけでございまして、四十年ぶりの大きな検討ということになります。したがって、検討に当たっては各方面の御意見を十分に聞きながら、少なくとも二十年、三十年にわたって通用する仕組みをつくり出していくということでやっておりますので、これまでの検討期間を申し上げますと、約三年数カ月ももう既に検討し

○伊藤英委員 実はこの問題についても、先ほど触れた利用者にとつてのメリットということについて若干の不安も持ちながら聞くわけでありますが、けれども、どちらかという和金融機関同士の縄張り争いという感じが強いと思うのですね。だから、利用者にとってどういうメリットがあるのか、それを求めるのか、この辺の考え方を聞きたいと思います。

この問題についても、先ほど触れた自由化問題と同じように、どちらかといえば大企業なりあるいは資産家というか、そうした大口の利用者にとってメリットになって、零細な個人にとってはなかなかそういうようにメリットにはならないのじやないのだらうかということを思ったりするのですね。それは、あの五つの方式の中で二つに選別をしている過程でも、かなり簡単にいうか、例えばユニバーサル方式等は除外したりしていますね。これはもちろん日本の制度からすればかなりドラスチックなことなのでしょうが、利用者の立場からすれば、もうちょっといろいろな検討する余地があるのではないだらうかと思ったりするのですね。そういう意味で、いわば零細な利用者にとつてのメリットについて、この問題をどのように考えられますか。

○平澤政府委員 先ほども申し上げましたように、金融制度等の仕組みはまさに利用者あって存在する仕組みでございますから、利用者の利便なり利用者のメリットを最大限達成するにはどうすればいいかということで考えていく必要があろうかと思ひます。その場合、中小の利用者、個人等も含めまして、それへのメリットも非常に重要でございしますが、しかし逆に、大企業等にとつても国際的に通用する非常に低コストの仕組みであるということが、ひいては我が国経済全体の効率化ということを通じて個人、零細企業にも返つてく

びに受付は「保険募集の取締に関する法律」第九条により銀行員が行うことは禁止されているので注意のこと。「本件はたてまえでのことであります。」こういう内部文書を出しているわけです。まさにこういうことは、禁止されているけれども建前だなどということを書いていることは、銀行

を監督指導する大蔵省あるいは銀行局の存在を軽視して。さらに言えば、なめた態度だと言わなければならぬと思うのです。こういうことを放置していくことは極めて問題だ。前回二十四日の日から、銀行が保険業務を取り扱う問題について私はずっと質問を銀行局長にしていたわけですが、少なくともこういう事態が具体的に起きている以上、その調査の内容あるいは違法行為があればきちんと処分するということが、あるいは今処分を検討中だとか、はっきりした答弁をするべきだと思うのですが、大臣、いかがですか。

○平澤政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、行政当局としては、一般論をいたしまして、いろいろの問題については適正に対処してきているということでございます。

○矢島委員 大臣、明確な答弁をいただいてないわけですから、さらに内容をはっきりさせるために申し上げます、この駿河銀行の出しおくります行内報、これは昨年の八月号ですが、この中に「流れを要えよう」第一回マニュアルコンクール優秀作品発表会」の記事があるのです。もちろんこの審査には審査委員長として頭取が当たり、専務、常務等それぞれ重役が列席している中で行われているわけですが、特別賞からするとあるのですが、特別賞にはなりませんでしたが、入選作品といたしまして「DMによる年金保険ローンSTEPの販売マニュアル」というのが入選しているのです。そのことが報道されております。さらに同じくこの「するが」という行内報の中で、「わたしたちががんばっています。女性渉外」この体験談が書かれています。

から」と、時間をかけて説明しました。何回か訪問するうち信頼関係も生まれ契約していただくことができました。

体験談が載っております。

そのほか、同じ「するが」という行内報の十一月号では座談会が開かれておりまして、その座談会でも、これもこの商品についての体験談が書かれています。

まさにこういう状況を見ますと、駿河銀行の行っていることは銀行法あるいは保険業法、募取法に違反する内容が次々と証明されるのではないかと、思うのです。その上に駿河銀行では「六十三年度下期推進項目目標及び設定根拠」というものを出してあります。その中で私が今問題にしております「ステップ」については、「今期の実績を」とりまして六十三年度下期の実績です。「二百億円」として来期は一万五千件を獲得目標とする。「増加目標額を二百五十億円とする。渉外一人一ヶ月九百三十万円を目標とする」という文書を出して、行員にノルマを課してたたきが行われている。銀行法や保険業法、募取法を遵守するというのは当然のことでありましても、現にこういうような守っていない事実があるし、またほかの金融機関でも行われているということですから、この際、こういう行為は禁止するという大蔵大臣があるいは銀行局長名での通達を出したらいかかと思うのですが、どうですか。

○平澤政府委員 今委員がおっしゃいました個別具体的な問題と別にいたしまして、これまでそのような問題については、法令あるいは通達によって各金融機関に適正な業務運営を行うよう指導しておりますので、したがって、そういう中で金融機関は適正に対応しているというように考えておるところでございます。

○矢島委員 銀行局長、後任の局長さんにもこの問題については引き継いでいただくということをぜひ要望しておきたいと思っております。

さて、そういうことで大臣にお聞きしたいのですが、今までのそういう状況の中で、この駿河銀行

行というのが実はこの委員会でも問題になりましたし、また新聞でも報道されましたし、労働組合との関係もありまして、「ステップ」という商品がどうも問題になっているというので、今度は一時的に終身保険というのを考えたのです。これは、企業のアナウンサーとかあるいは役員のスミーズな事業継承及び相続税対策に協力することを目的とするというふうなことで、提携した生命保険会社は安田生命であります。今度安田生命と提携いたしましたとして、結局企業が自分の会社の役員を被保険者として、企業を被保険金受取人として生命保険を申し込む。そうすると、一時払い定期終身保険というもので、その掛金を駿河銀行から原則として十年間融資します。こういう内容のもので、この中の文書によりますと「安田生命の場合、払込み保険料の一五%の三ヶ月定期で預金協力をします。」つまり、この保険を銀行がとってきたら、払込保険料の一五%を安田生命が駿河銀行に三ヶ月定期で預金協力する、こういう内容でありますけれども、この辺については大蔵省は御存じでしょうか。

会社は駿河銀行の株を五百六十五万四千株持っていた。ところが平成元年三月期決算になりますと、何とその二倍近い九百八十八万一千株とふやしている。こういうことをやりながら、結局のところ配当金が、今までは年一割、一株について十円だったのですが、この結果年二割、一株について二十円というふうになる。役員賞与も増加しているのです。ですから、駿河銀行の株価を引き上げているという状況から考えてみると、駿河銀行と代弁会社は、両者談合によって利益操作しているんじゃないかという疑いすら私たちが持っております。

時間の関係で最後に、こういう事態というものについて、やはり銀行というのは信用というものがある第一でなければならぬ。もちろん法律に違反することはもってのほかですが、違反すると疑われるような事態というのを避けていくべきだと私は思うのですが、まとめて大臣の御見解を賜りたいと思っております。

○村山國務大臣 いろいろ伺いましたが、銀行というのは言うまでもなく公共機関でございますし、ニーズに合わせて、銀行法の定めるところによって業務を行うべきものでございます。いろいろの問題があらましても、大蔵省としてはその点は十分承っておりますが、また今までも適正な対処をしておると私は確信しております。

○矢島委員 ぜひそういうことをお願いしたいと思います。

時間が極めて切迫してまいりましたので、週休二日制の問題で一言大臣にお聞きしたいのですが、去る十六日の参議院の大蔵委員会では我が党の吉井議員が、週休二日制実施後、年間総労働時間については短縮されずに逆に延長になっている、そのために行員の健康破壊あるいは婦人行員の保育所の送迎問題等について質問があったわけですが、大臣は実効の上があることを望んでいる、という御答弁をされておられる。実は六十二年十一月二十六日、これは第三土曜が銀行は休みになった時点で以降の問題ですが、このときに同じ参議院の

○平澤政府委員 その点については今初めて伺いました。

○矢島委員 そういう状況もあり、さらに、こういう銀行は関連会社をつくるわけですから、これでは駿河代弁会社と呼んでおられます。そこで保険業務をやるのですが、大抵社員は十七、八名という極めて小規模のもので、ところが、実際に手数料というものが莫大な金額入ってくるのです。というのは、銀行員に勧誘をやらせて手数料は代弁会社が全部取っていく、こういう仕組みになっていますから、平成元年三月期では七億三千万円も手数料が駿河代弁会社に入っているのです。駿河銀行からこうして駿河代弁会社というものが駿河銀行から融資を受け、十分にその利子を支払うだけの能力を蓄えながら、別途積立金をふやしている。それだけじゃなくて、駿河銀行の株を大蔵取得しているのです。株の問題を有価証券報告書等で見えますと、六十三年度九月期でこの駿河代弁

会社は駿河銀行の株を五百六十五万四千株持っていた。ところが平成元年三月期決算になりますと、何とその二倍近い九百八十八万一千株とふやしている。こういうことをやりながら、結局のところ配当金が、今までは年一割、一株について十円だったのですが、この結果年二割、一株について二十円というふうになる。役員賞与も増加しているのです。ですから、駿河銀行の株価を引き上げているという状況から考えてみると、駿河銀行と代弁会社は、両者談合によって利益操作しているんじゃないかという疑いすら私たちが持っております。

時間の関係で最後に、こういう事態というものについて、やはり銀行というのは信用というものがある第一でなければならぬ。もちろん法律に違反することはもってのほかですが、違反すると疑われるような事態というのを避けていくべきだと私は思うのですが、まとめて大臣の御見解を賜りたいと思っております。

ればならない。

3 前二項の規定は、契約により全国連合会の発行する債券の総額につき引受けが行われる場合には、適用しない。

(売出しの公告)

第五十四条の八 全国連合会は、売出しの方法により債券を発行しようとするときは、政令で定める事項を公告しなければならない。

(債券の記載事項)

第五十四条の九 全国連合会の発行する債券には、政令で定める事項を記載し、全国連合会の理事が署名し、又は記名押印しなければならない。

(債券の原簿)

第五十四条の十 全国連合会の理事は、主たる事務所に全国連合会の発行する債券の原簿を備えて置かなければならない。

2 前項の債券の原簿には、政令で定める事項を記載しなければならない。

3 全国連合会の会員及び債権者は、いつでも、理事に対し第一項の債券の原簿の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(債券の消滅時効)

第五十四条の十一 全国連合会の発行する債券の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

(通貨及証券模造取締法の準用)

第五十四条の十二 通貨及証券模造取締法（明治二十八年法律第二十八号）は、全国連合会の発行する債券の模造について準用する。

(社債等登録法の準用される債券)

第五十四条の十三 この章の規定により、全国連合会の発行する債券は、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）第十四条（地方債等への準用）の規定に基づき同法が準用される債券とみなす。

(政令への委任)

第五十四条の十四 この章に定めるもののほか、全国連合会の発行する債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十一条第五号中「第二十四条第六項」を「第五十四条の七第二項の規定又は第二十四条第六項」に、「議事録」を「債券の申込証、議事録」に改め、同条第八号中「又は第三十七条」を「第三十七条」に改め、「含む」の下に「又は第五十四条の十」を加え、同条第十三号中「含む」の下に「第五十四条の四、第五十四条の八」を加え、同条中第十九号を第二十二号とし、第十五号から第十八号までを三号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の三号を加える。

十五 第五十四条の二第一項の規定に違反して債券を発行したとき。

十六 第五十四条の二第二項又は第三項の規定に違反したとき。

十七 第五十四条の三第二項又は第五十四条の九の規定に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(郵便貯金法の一部改正)

第二条 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第六十八号の三第一項第五号中「又は商工組合中央金庫」を「商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会」に改める。

(国有財産法の一部改正)

第三条 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「設立された法人」を「法人」に改める。

(相続税法の一部改正)

第四条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第六号中「設立された法人又は」を「法人の発行する債券及び」に改める。

第四十一条第二項第三号中「設立された法人」

を「法人」に改める。

(資金運用部資金法の一部改正)

第五条 資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七号第一項第九号中「又は商工組合中央金庫」を「商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会」に改める。

(簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正)

第六条 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「又は商工組合中央金庫」を「商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会」に改める。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第七条 公営企業金融公庫法（昭和三十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一号中「若しくは商工組合中央金庫」を「商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会」に改める。

理由

全国を地区とする信用金庫連合会の資金調達の実情等にかんがみ、同連合会の業務の円滑な遂行等に資するため、同連合会の債券の発行に関する規定を設け、その発行する債券の発行限度、発行方法等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成元年七月一日印刷

平成元年七月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D